

次回の協議事項

慣行の取扱いについて（協定項目 19）

慣行の取扱いについて下記のとおり提案します。

平成 15 年 月 日提出

光市・大和町合併協議会
会長 末岡 泰義

記

- 1 市章については、合併時に定める。
- 2 市民憲章、市民歌については、新市において調整する。
- 3 市の花・木については、新市において調整する。
- 4 各種宣言については、新市において調整する。
- 5 表彰制度については、新市において調整する。

1 慣行の取り扱いに関する先進事例

周南市

- 1 市章、市民憲章、市民歌は、新市において調整する。
- 2 市の花、木は、新市において調整する。
- 3 都市宣言は、新市において調整する。

宗像市

慣行については、原則として新市において調整する。

新市の市章については、新市において定める。

新市の市民憲章については、新市において定める。

新市の各種宣言については、新市において定める。

新市の花・木については、新市において定める。

2市町類似の行事等については、新市において調整する。

2市町独自の行事については、原則として現行のままとする。

長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会

- 1 市章及び市旗については、新市において制定するものとする。
- 2 市民憲章、市の花・木及び市歌については、新市において調整するものとする。
- 3 各種宣言については、新市において調整するものとする。
- 4 名誉市民表彰、市表彰及び職員表彰については、合併時において新たに制度等を創設するものとする。ただし、すでにその称号を贈られている各名誉町民については、これを新市に引き継ぐものとする。

萩広域市町村合併協議会

- 1 市民憲章、市章及び市歌は、新市において調整する。
- 2 市の木、市の花及び市の鳥等については、新市において調整する。
- 3 宣言は、新市において調整する。

下関市・豊浦郡4町合併協議会

- 1 市（徽）章、市民憲章、市歌等については、新市において新たに定める。
- 2 市の花、木等シンボルになるものについては、新市において新たに定める。
- 3 各種宣言については、新市において調整する。
- 4 現行の、1市4町における上記1から3に掲げるものについては、必要に応じ、新市においてその継承、活用を検討する。

小野田市・山陽町合併協議会

- 1 市章、市の花・木及び歌については、新市において調整するものとする。
- 2 市民憲章及び各種宣言等については、新市において調整するものとする。
- 3 名誉市民表彰については、新市において調整するものとする。ただし、既にその称号を贈られている名誉市民・名誉町民については、新市に引き継ぐものとする。
- 4 市のマスコットキャラクターについては、新市において調整するものとする。ただし、現在のものについては、新市に引き継ぐものとする。

大島郡合併協議会

- 1 町章、町民憲章、町花、町木等については、新町において新たに定めるものとする。
- 2 各種宣言については、新町において新たに定めるものとする。
- 3 表彰制度については、新町において新たな制度を創設するものとする。

岩国地域合併協議会

- 1 市章は、新市において新たに定める。
- 2 市民憲章、市の木、花、歌等は、新市において新たに定める。
- 3 各種宣言、表彰制度は、新市において新たに定める。
- 4 各種イベントについては、原則として現行のとおり引き継ぐものとし、新市において地域性を考慮しながら調整する。

現況分析・調整調書

合併協定項目	19 慣行の取扱い	担当専門部会・分科会	総務財政部会 総務分科会
事務事業名	市・町章、市・町民憲章		
細項目	現況		課題・問題点
	光市	大和町	
市・町章	 <p>(昭和23年1月制定)</p>	 <p>(昭和43年3月制定)</p>	<p>対応策</p> <p>調整案</p> <ol style="list-style-type: none"> 市章については、合併時に定める。 市民憲章、市民歌については、新市において調整する。 市の花・木については、新市において調整する。 各種宣言については、新市において調整する。 表彰制度については、新市において調整する。
市・町民憲章	<p>光市民憲章(昭和48年11月制定)</p> <p>わたくしたちのまち光市は ゆたかな自然環境に恵まれ 新しいいぶきにみちた希望のまちです。</p> <p>わたくしたち光市民は ふるさとの風土と歴史をうけつぎ 連帯と調和の精神をもって 名のごとく光あふれる理想のまちとするために この市民憲章をさだめます。</p> <p>わたくしたちは 誇りと責任をもって ともに その実践に努めます。</p> <p>わたくしたち光市民は</p> <ol style="list-style-type: none"> うつくしい自然を愛し 花と緑の まちをつくりましょう のびゆく力を育て スポーツと文化の まちをつくりましょう あたたかく互いに助け合い しあわせな まちをつくりましょう たのしく働き 物を大切に 豊かな まちをつくりましょう すすんできまりを守り 人をとうとび 明るい まちをつくりましょう 	<p>大和町民憲章(昭和58年9月制定)</p> <p>大和町の輝かしい歴史と伝統をうけついで このまちをさらに発展させるために 町民憲章を定めます わたくしたちは一致協力してその実践に励みましょ</p> <p>う</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、郷土を愛し 緑と花にかこまれた美しい自然を守ります 一、互いに信頼しあい 思いやりを深め人々の和を広めます 一、スポーツに親しみ 体と心をきたえ若い力を育てます 一、対話を豊かにし 心のふれあいをはかり明るい家庭を築きます 一、感謝の心もち 教養を身につけ高い文化をめざします 	

現況分析・調整調書

合併協定項目	19 慣行の取扱い	担当専門部会・分科会	総務財政部会 総務分科会
事務事業名	市・町民歌、市・町の木・花、各種宣言		
細項目	現 況		
	光 市	大 和 町	
市・町民歌	光市民の歌（昭和38年9月制定）	大和町民歌（昭和48年11月制定）	
市・町の木	 <p>クロマツ（昭和47年11月制定）</p>	 <p>きんもくせい（昭和58年9月制定）</p>	
市・町の花	 <p>つつじ（昭和47年11月制定）</p>	 <p>あじさい（昭和58年9月制定）</p>	
各種宣言	<ul style="list-style-type: none"> ・安全都市宣言 （昭和37年3月制定） ・明るい青少年都市宣言 （昭和44年3月制定） ・ゆとり創造宣言 （平成2年6月制定） ・「小さな親切」実践都市宣言 （平成5年3月制定） ・おっばい都市宣言 （平成7年3月制定） ・ひかり輝くまちづくり環境都市宣言 （平成8年3月制定） 	該当なし	

現況分析・調整調書

合併協定項目	19 慣行の取扱い	担当専門部会・分科会	総務財政部会 総務分科会
事務事業名	表彰制度		
細項目	現 況		
	光 市	大 和 町	
表彰制度	<p>市の政治、経済、文化、福祉その他各般にわたって市政振興に寄与し、又は衆人の模範と認められる行為があった者を表彰し、もって市の自治の振興を促進することを目的とする。</p> <p>・対象者等</p> <p>(1)本市公益事業に尽力し、功績顕著な者</p> <p>(2)経済、文化、福祉その他の分野において本市の発展に寄与した者</p> <p>(3)市民の模範となる善行をしたと認める者</p> <p>(4)その他地方自治に関し功労があった者</p>	<p>大和町の住民の福祉の増進に関し顕著な功労があった者又は団体を表彰する。</p> <p>・対象者等</p> <p>(1)公共団体、又は公共的団体でその事業につき顕著な功績があったもの</p> <p>(2)行政、産業、教育、文化又は衛生の振興、社会事業その他公益事業に尽くし、顕著な功労があったもの</p> <p>(3)前2号に掲げるもの以外の者で永年誠実にその業務に精励し、他の模範として表彰するに値する業績があったもの又は賞揚するに値する篤行があったもの</p> <p>(4)前3号に掲げるもののほか、表彰に値する顕著な業績があったもの</p>	
感謝状制度	<p>市行政に対して積極的に協力し、または社会的に模範となる善行等が行われたときこの行為について感謝の意を表すことにより、行政と市民相互の有機的結合を図り、明るく住みよいまちづくり推進の一助とすることを目的とする。</p> <p>・対象者等</p> <p>(1)市行政に対して積極的に協力したものの</p> <p>(2)危険を冒して人命を救助し、または事故を未然に防止し、或いは危険に際して適切な処置を行い地区住民の不安を除去する等の行為のあったもの</p> <p>(3)環境を美化し、または公害を防除する等「明るく住みよいまちづくり」を自ら実践したものの</p> <p>(4)その他社会的、道徳的に模範とする善行があったもの</p>		
関係条例・要綱等	<p>光市表彰条例</p> <p>光市表彰条例施行規則</p> <p>光市感謝状交付規程</p>	大和町表彰規則	